

<ごあいさつ>

10月以降、朝夕は肌寒くなり、日中との温度調節が難しい日が続いております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛下さい。

<年末調整について>

11月に入り、税務署から『年末調整に関する書類』が送付されてきたかと思えます。年末調整をスムーズに行うためには、役員・スタッフ様に下記の3つの申告書を漏れなく正しくご記載いただく必要があります。

- (1) 『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』
- (2) 『給与所得者の配偶者控除等申告書』
- (3) 『給与所得者の保険料控除申告書』

また、平成28年度より**個人番号(マイナンバー)**が必要となっておりますので、**本人確認(番号確認+身元確認)**を行う必要があります。

なお、年末調整には以下の書類が必要です

- ①扶養控除等(異動)申告書
 - ②配偶者控除等申告書
 - ③保険料控除申告書
 - ④住宅借入金等特別控除申告書
 - ⑤生命保険料控除証明書
 - ⑥地震保険料控除証明書
 - ⑦国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
 - ⑧小規模企業共済掛金等払込証明書(イデコ含む)
 - ⑨前職分の源泉徴収票(本年の途中で採用の方のみ)
 - ⑩住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※①②…平成29年1月1日より、**個人番号(マイナンバー)等**を記載した一定の帳簿を備えている場合には、**マイナンバーの記載を不要とすることが可能**になります(国税庁源泉所得税関係に関するFAQより)。
※④⑩…住宅ローン控除の対象者のみ(2年目以降、1年目は確定申告が必要)
※⑤の生命保険料控除は、平成24年1月1日以後の新契約分から、従来の『一般生命保険料控除』と『個人年金保険料控除』に加え、『介護医療保険料控除』が新設されております。この3つの各保険料控除の適用限度額はそれぞれ4万円となり、合計で最大12万円までとなります。

<11・12月の税金関係>

- ① 9月決算の確定申告・3月決算の中間申告
- ② 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ③ 個人事業税の納付・・・11月末日
- ④ 固定資産税の納付・・・12月末日
- ⑤ 源泉所得税(納特)の納付・・・1月20日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

<若松家の出来事>

現在、長男(小1)、次男(年長)、長女(3才)の3児の父親として育児に奮闘しております。

先日は、幼稚園の運動会でした。去年・一昨年は、年子のため競技が交互にあり、落ち着く暇もなくビデオ・写真撮影をしていましたが、今年からは一人の参加のため、休憩する時間が取れるようになりました。次男は鼓笛隊で大太鼓を担当しました。太鼓が大きすぎて前が見えてなかったですが、頑張って成し遂げました。また、長女が満3才時になったため、幼稚園に通い始めました。初日は張り切って行きましたが、二日目は少し涙目に、三日目で泣いてしまいました。現在は毎日楽しく過ごしています。

今後も、諸先輩方には、子育て等、色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

